

# 社会福祉法人宝樹福祉会 役員費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝樹福祉会の法人業務に伴う役員等に対する費用弁償について定める。

## (業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会及び苦情対応第三者委員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員等の研修会への参加
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

## (報酬)

第3条 社会福祉法人宝樹福祉会の役員等に対する報酬は、無報酬とする。

## (費用弁償)

第4条 費用の弁償については、社会福祉法人宝樹福祉会旅費規程に準じてその費用等を支給する。

## (公表)

第5条 社会福祉法人宝樹福祉会は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

## 附 則

この規定は平成28年12月17日から適用する。

## 附 則

この規定は令和元年 6月 6日から適用する。